

江東区観光推進プラン策定支援業務 委託事業者選定プロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

本区は平成22年度に策定した江東区観光推進プラン（計画期間平成23年度～10か年）が令和2年度に満了し、令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響等により先が見通せない状況にあり、次期プランの改定は見送ってきた。

しかし、コロナ禍から回復し、社会経済動向に変化が生じ、観光においてもインバウンドが活況を呈している。

そこで、本区では、訪日外国人を含めた観光客の誘致をはじめ、本区の魅力を国内外に発信できるような新たな観光推進プランを策定する必要がある。

ついては、令和6年度に、次期観光推進プラン（計画予定期間令和8年度～5か年）の策定にむけた各種調査・分析を行い、令和7年度に、策定会議の開催をはじめとする各種支援を行い、プランの策定を行う。

本プロポーザルは、上記事業の支援を委託するにあたり、調査分析業務に豊富な知識、経験及び応用力を有する最適な事業者を選定することを目的として実施するものである。

2. 業務概要

(1) 調査及び分析業務（令和6年度）

(2) 「江東区観光推進プラン」の策定支援業務（令和7年度）

※ 詳細は別紙「令和6年度仕様書」及び「令和7年度仕様書」を参照すること。

3. 参加資格

次の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 令和元年度以降に国または地方自治体での同種・類似業務実績があること。

4. 履行期間

「2. 業務概要(1)」: 契約締結日の翌日～令和7年3月31日

「2. 業務概要(2)」: 令和7年4月1日～令和8年3月31日

5. 委託上限額

令和6年度: 14,664,000円(税込)

2か年総額: 24,840,000円(税込)

※2か年総額の範囲内で令和7年度については提案すること。

6. スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和6年7月16日(火)～令和6年8月8日(木)

(2) 質問受付期間

令和6年7月16日(火)～令和6年8月1日(木) 午後5時

(3) 質問回答日

令和6年8月2日(金)

(4) 応募書類提出期限

令和6年8月8日(木) 午後5時厳守

(5) 第1次審査

令和6年8月9日(金)～令和6年8月16日(金)

(6) 第2次審査

令和6年8月28日(水)

(7) 最終選定結果通知

令和6年8月30日(金)

7. 参加手続き

(1) 実施要領の公表

① 公募期間

令和6年7月16日(火)～令和6年8月8日(木) 午後5時まで

② 公募方法

区HP (<https://www.city.koto.lg.jp/103010/plan-proposal2024.html>) にて公表

(2) 質疑・回答

① 質問受付期間

公募開始～令和6年8月1日(木) 午後5時まで

② 質問方法

質問書(様式5)を電子メールにより「15. 連絡先」まで提出すること。上記以外の方法による問い合わせは受け付けない。

③ 回答日時

令和6年8月2日(金)

④ 回答方法

質問への回答は区HP

(<https://www.city.koto.lg.jp/103010/plan-proposal2024.html>) に掲示し、個別の回答は行わない。なお、回答日時は「③回答日時」を最終日とし、それ以前にも都度回答する。

8. 応募書類等の提出

応募事業者は、持参または郵送にて下記の書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和6年8月8日（木）午後5時必着

持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで（平日のみ）

(2) 提出場所 〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

江東区地域振興部文化観光課観光推進係（4階33番窓口）

(3) 提出書類

※提出時に、提出物の一覧表を作成し添付すること。（様式任意）

書類	部数
参加表明書（様式1）	1部
企画提案書（様式任意） ※副本には業者名やロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は入れないこと。 ※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。 ※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。	12部 （正本1部、 副本11部）
価格提案書（様式2-1） （「2. 業務概要(1)」令和6年度に係る価格） 価格提案書（様式2-2） （「2. 業務概要(2)」令和7年度に係る価格） ※2頁目の内訳については任意様式（見積書等）による提出を可とする（2頁目の「項目」欄に「別紙のとおり」と記載）。 ※2頁目の内訳を通常通り使用し、内訳が複数頁となる場合には、割印すること。	1部
同種業務実績書（様式3） 「3. 参加資格(6)」関係	1部
本業務の実施体制（様式4）	12部
会社概要書（様式任意）	12部

9. 企画提案書の作成要領

(1) 書式

① A4判縦（横書き）とし、表紙・目次・提案事項の順で作成すること。

② 事業者名の記載は、表紙のみとすること。

③ 片面印刷とすること。また、ページ番号を付けること。なお、ページ数はA4で20ページ

ージ以内とする。

(2) 提案事項

- ① 応募動機
- ② 本業務の実施方針
- ③ 基礎調査及び現状分析の設計概要（令和6年度仕様書「4 業務内容（1）」）
- ④ プラン策定に向けた提案（令和6年度仕様書「4 業務内容（2）」）
- ⑤ 観光推進プラン策定の支援概要（令和7年度仕様書「4 業務内容」）
- ⑥ 全体の実施スケジュールと進行管理（令和6年度・7年度）
- ⑦ その他、仕様書の業務内容を補足する、応募事業者独自による提案事項があれば記載すること。

10. 参考資料

参考として、下記資料データを本プロポーザル公募ページに添付する。

- (1) 江東区観光推進プラン（後期）（本編）
- (2) 江東区観光推進プラン（後期）（概要版）
- (3) 平成27年度江東区観光動向・意識調査報告書

11. 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及び質疑応答について、別紙「評価基準」に基づいて、評価する。

(3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、審査点の平均点が高い事業者から順に3者を第2次審査対象者として選定する。ただし、第1次審査の審査点の平均点が満点の60%未満の場合は、第2次審査対象者として選定しない。また、審査点の平均点が同点により3者を超える場合は、同点の事業者のうち、価格提案書の金額が安価な者から順位付けした上で、上位3者を第2次審査対象者として選定する。

第1次審査の結果は、令和6年8月20日（火）に全ての参加事業者に電子メールにて通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

本業務を受託する際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）程度とし、参加人数は3名までとする。

説明者は、企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行う。なお、パワーポイントで説明することも可能とするが、利用するパソコンは参加者が用意すること。（延長コード、スクリーン、プロジェクターは区が用意する。）

第2次審査の結果は、令和6年8月30日（金）に第2次審査においてプレゼンテーショ

ンを行った全て事業者に電子メールで通知する。

(5) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いたものの内、第1次審査の平均点と第2次審査の平均点の合計（最終審査点）が最も高い候補者である1者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点のものが複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価の者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、最終審査点が満点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12. 選定結果の公表

契約締結後速やかに、下記項目について区ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、最終審査点
 - (2) (1)以外の参加者の名称（ABC表記）及び最終審査点
- ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

13. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
 - (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
- なお、この場合、次順位者を候補者とする。

14. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面に辞退届（様式6）より届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、区から指示があった場合を除く。
- (4) 提出された提案書等はすべて区に帰属するものとし、応募書類は返却しない。なお、応募書類について情報開示請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがあ

る。

- (5) 企画提案書を提出した後、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 応募書類の作成、提出、質疑応答及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。
- (8) 令和７年度の業務の実施及び予算額については、令和７年第１回区議会定例会における令和７年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることもある。

15. 連 絡 先

江東区地域振興部文化観光課 観光推進係 担当：金子・渡邊・山岸

電 話：０３－３６４７－３３１２（直通）

E-mail：103010r@city.koto.lg.jp